協会けんぽにご加入の皆さまへ、重要なお知らせです

傷病手当金の返納が必要かも？

傷病手当金と年金は、同時に受給できない場合があります。ご注意ください。

1 障害年金(※)を受給することになったとき

※ 障害手当金も調整の対象になる場合があります。

・同一(関連)の傷病について、傷病手当金と障害厚生年金を受給できる ・傷病手当金の日額が障害厚生年金＋障害基礎年金の日額以下 ※ 上のいずれにも該当	・同一(関連)の傷病について、傷病手当金と障害厚生年金を受給できる ・傷病手当金の日額が障害厚生年金＋障害基礎年金の日額より多い ※ 上のいずれにも該当	・異なる傷病について、傷病手当金と障害厚生年金を受給できる ・障害基礎年金(単独)を受給できる
▼	▼	▼
傷病手当金は **支給されません**	傷病手当金は **差額が支給されます**	傷病手当金は **全額支給されます**
▼	▼	

傷病手当金が過払いになったときは、返納が必要です。(裏面へ)

2 老齢(退職)年金を受給することになったとき

・退職後(資格喪失後)に引き続き傷病手当金を受給できる ・傷病手当金の日額が老齢年金の日額以下 ※ 上のいずれにも該当	・退職後(資格喪失後)に引き続き傷病手当金を受給できる ・傷病手当金の日額が老齢年金の日額より多い ※ 上のいずれにも該当	・在職中である
▼	▼	▼
傷病手当金は **支給されません**	傷病手当金は **差額が支給されます**	傷病手当金は **全額支給されます**
▼	▼	

傷病手当金が過払いになったときは、返納が必要です。(裏面へ)

2026.10月作成

傷病手当金が過払いになったときは、返納が必要です

協会けんぽへご連絡ください

▼

☎ 088－820－6010

（自動音声が流れたら「2」→「1」を押してください）

【傷病手当金と年金(※)の調整について】

・同一（関連）の傷病について、傷病手当金と障害厚生年金をどちらも受給できる場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、傷病手当金の支給日額が障害厚生年金の支給日額（その障害厚生年金と同一の支給事由による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、障害厚生年金と障害基礎年金の合計額）よりも多いときは、年金の額との差額が支給されます。（健康保険法第108条3）

・退職（資格喪失）後に引き続き傷病手当金を受給できる方が、老齢（退職）年金を受給できる場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、傷病手当金の支給日額が老齢（退職）年金の支給日額よりも多いときは、年金の額との差額が支給されます。（健康保険法第108条5）

※ 同一（関連）の傷病について、傷病手当金と障害手当金をどちらも受給できる場合にも、傷病手当金は支給されないか、もしくは差額のみが支給されます。（健康保険法第108条4）

👉 傷病手当金の支給を受けた後に、さかのぼって上記の年金等を受給することとなった場合は、支給が重複する期間の傷病手当金をご返納いただきます。お手数ですが、協会けんぽまでご連絡ください。

【傷病手当金の調整方法】　※ 年金額の調整はありません。

① それぞれの支給日額を調べます。
（A）傷病手当金の支給日額 ＝ 支給額 ÷ 支給日数
（B）年金の支給日額 ＝ 年金額 ÷ 360（日）

② 支給日額を比較します。
（A）≦（B） → 傷病手当金は支給されない
（A）＞（B） → 傷病手当金は（A）－（B）の額が支給される

（例）傷病手当金日額6,000円、障害厚生年金の年額180万円の場合

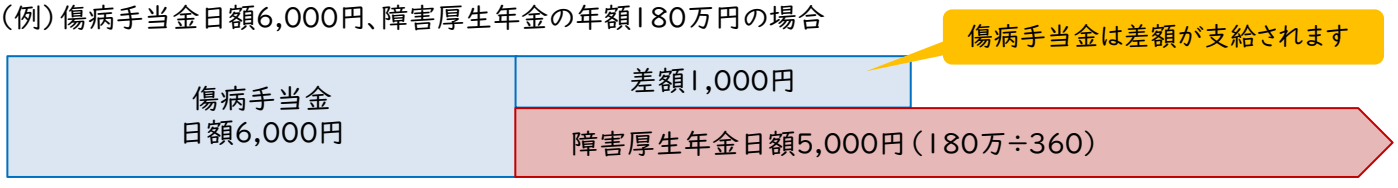

▲ 障害厚生年金受給開始

「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ

〒780-8501
全国健康保険協会 高知支部
高知市本町4-１-24　高知電気ビル新館2階